

令和 3 年度

第 5 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和3年8月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和3年度第5回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎第3会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について |

<報告事項>

- | | |
|-------|--------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第2号 | 農地の転用事実に関する照会について |
| 報告第3号 | 利用権の中途解約に係る通知の受理について |
| 報告第4号 | 認定電気通信事業者による事業計画書の提出について |
| 報告第5号 | 農地法第3条の規定による許可取消願の受理について |

<出席委員> (9名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 2番委員：佐川 順一郎 | 3番委員：渡邊 さなえ |
| 4番委員：森 紀久嗣 | 5番委員：鈴木 孝一 |
| 6番委員：井口 峰幸 | 7番委員：小高 康熙 |
| 8番委員：矢代 とみ江 | 9番委員：末吉 章二 |
| 10番委員：渡辺 忠洋 | |

<欠席委員> (1名)

- 1番委員：加曾利 益弘

<出席職員>

- 【事務局長】秋山 賢次 【事務局】伊嶋 孝行 寺井 絵里

開 会（午後 1 時 5 8 分）

事 務 局 長
（秋山課長）

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 3 年度第 5 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、9 名の出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いします。

（渡辺会長あいさつ）

議 長
（渡辺会長）

本日は資料にもございますように第 3 条案件が 8 件、第 4 条案件が 2 件、第 5 条案件が 3 件、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願 2 件と今月も議件数が多いので円滑な議事進行につきましてご協力くださいますようお願いいたします。

それでは議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

2 番委員の佐川委員、4 番委員の森委員にお願いします。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局
（ 寺 井 ）

2 頁をお開きください。

今回は申請案件が複数件提出されておりますので、先に事務局で一括して説明を行った後、ご審議をお願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 22。所在・地番：横山〇〇番。地目：畑。地積：206.97 m²。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町大多喜 93 番地大多喜町長 飯島勝美。事由：譲受人/公道として機能していない赤道が事実上農地となっているため、払い下げしてもらいたい。譲渡人/譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 23。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：2,357 m²。権利者：茂原市〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/4 年前から譲渡人に預かってもらっていた農地を返還してもらうにあたり、茂原市農業委員会の農地取得下限面積(50a)を満たすため、申請地を借り受け、畑として耕作したい。譲渡人/譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：賃貸借権の設定。

番号 24。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：339 m²他 1 筆で合計 1,367 m²。権利者：大多喜町〇〇番地、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/現在小土呂の借地にてバラを栽培し、バラ園を営んでいる。今後、国道 297 号線沿いの集客しやすい申請地を譲り受け、経営規模を拡大し、切花等の関連商品の販売促進を図りたい。譲渡人/数年前まで耕作してもらっていた方が亡くなり、自分でも耕作できなくなったため、譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 25。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：939 m²他 2 筆で合計 2,419 m²。権利者：番号 24 に同じ。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/番号 24 に同じ。譲渡人：数年前まで耕作してもらっていた方が亡くなり、自分でも耕作できなくなったため、譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 26。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,011 m²。権利者：番号 24 に同じ。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/番号 24 に同じ。譲渡人：昨年相続したが、数年前まで耕作してもらっていた方が亡くなり、自分で耕作できないため、譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 27。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：714 m²。権利者：番号 24 に同じ。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/番号 24 に同じ。譲渡人：数年前まで耕作を続けており、昨年相続したが用水の確保が難しいため、譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 28。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：847 m²他 2 筆で合計 988 m²。権利者：番号 24 に同じ。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/番号 24 に同じ。譲渡人：数年前まで耕作をしていたが、耕作及び管理ができなくなったため、譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 29。所在・地番：平沢〇〇番。地目：田。地積：1,213 m²他 3 筆で合計 5,152 m²。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：愛知県名古屋市〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/自宅近所

の所有地である申請地を取得し、耕作するため。譲渡人：住所地在県外であり管理が困難なため、譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては 5 頁に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

議案第 1 号番号 22 から番号 29 について事務局の説明が終わりました。

番号 22 につきましては、8 番委員の矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。

矢代委員
(8 番)

議案第 1 号番号 22 について、8 月 3 日の午前中に権利者の〇〇氏に聞き取りを行い、現地調査を行ってまいりましたので、ご報告いたします。

申請地は国道 297 号線の白山台交差点を県道大多喜一宮線に進み、元 J A 大多喜支所を左折し、町道横山十二天線を 10m 程進んだ場所にあります。現況は保全管理されており、権利者の〇〇氏は自分の土地の隣に公道として機能していない赤道があった。実際には地目が農地のままになっているので、払い下げをして自分の土地として使用したいとのこと。全く問題はないものと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

矢代委員からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小高委員
(7 番)

公図を見ると申請地である赤道の末端に〇〇番がありますが、こちらの所有者は誰ですか。というのも、この赤道は袋道になっており、〇〇番の土地にアクセスするためにあるものなので問題がないのか確認したいのですが。

事務局
(寺 井)

手持の資料にないため事務局で確認してきますので、本質問の回答はしばらく保留させていただきます。

鈴木委員
(5 番)

事務局にお伺いしますが、この申請地は以前埋立工事を行った場所ですか。

事務局
(寺 井)

その通りです。造成工事を行った場所に接している土地となります。

森 委 員
(4 番)
事 務 局 長
(秋山局長)

赤道を払い下げるにあたり、隣接地権者の同意は必要ですか。

義務者が町になつていますので、担当部署である建設課が払い下げを行うにあたり、隣接者の同意あるいは問題がないかを確認した上でなければ申請は行えませんので、不備はないと思います。

事 務 局
(寺 井)

先程ご質問を保留させていただきました〇〇番の所有者の調査結果をご報告させていただきます。所有者は J A で、現況は倉庫が建っております。

議 長
(渡辺会長)

そうすると特段不利益が発生するものではありませんね。
他に何かご質問はございますか。

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号 22 については、許可することとして決定することにご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 22 につきましては、許可することで決定いたします。

続きまして、番号 23 につきましても 8 番委員の矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので、ご報告をお願いいたします。

矢 代 委 員
(8 番)

番号 23 について、8 月 4 日の午前中、義務者の〇〇氏に聞き取りを行い、現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。

申請地は県道茂原大多喜線付近より左折し、町道横山大多喜線を 80m 程度進んだ右側にあります。

4 年前に義務者の〇〇氏に預かってもらっていた農地を返還してもらうにあたり、権利者の住所地である茂原市農業委員会の農地取得下限面積が 50ha であることから、権利者が申請するにあたり不足する耕作面積分を今回借り受け、耕作することです。

特に問題はないものと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

矢代委員からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

佐川委員
(2番)

権利者の〇〇氏は茂原市から通って田を畑として耕作するということですね。ちなみに年齢は幾つの方ですか。

事務局
(寺井)

年齢は88歳とご高齢ではありますが、茂原市の方で息子さんと同一の家族経営をされていると伺っていますので、そういうご本人以外の労働力もあるものと思われま

議長
(渡辺会長)
議場

本件に関して他に何かご質問はありますか。

—— 「なし」の声あり ——

議長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号23については、許可することとして決定することにご異議ございませんか。

議場

—— 「異議なし」の声あり ——

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号23につきましては、許可することで決定いたします。

続きまして、番号24から番号28につきましても8番委員の矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので、ご報告をお願いいたします。

矢代委員
(8番)

番号24から番号28につきまして、8月4日の午前中にそれぞれの義務者の方及び代理人事業者の〇〇氏に聞き取りを行い現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。なお、申請事由が同一でありますので、一括してご説明させていただきます。

申請地は国道297号線大多喜バイパス白山台交差点を市原方面に直進し、100m位進んだ右側にあり、現況につきましては番号24から番号28の9筆全てが非耕作地となっており、義務者全員が自分で耕作できないため、権利者の方の要望に応じたいとのことです。なお、今回の申請地は前回の第4回農業委員会総会において申請のあった番号19から番号21に隣接している農地となります。

申請者はバラ園を経営しておりますが、借地で栽培しているので自分の土地を購入して経営をしたいとのことです。人通りの多い国道沿いを探していたが、なかなか見つからず、一面荒れてはいるがこの申請地しかないと思い、5名の義務者の方に話をしたところ、土地を提供してくれることになったとのことです。

耕作放棄地なので土地の整備から始めるので、農道と同じ高さ位まで嵩上げができればいいと計画しているとのことです、徐々に

拡大し、まずバラを栽培して切花などの販売やジャムの加工なども計画されています。なお、前回の申請と合わせると面積の合計は1町3反部程となります。

また、申請地の周辺は耕作放棄地だらけですので、問題はないものと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

矢代委員からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

井 口 委 員
(6 番)

本件は農地転用でないから隣接者からの同意は必要ないということですね。

事 務 局
(寺 井)

本件は農地から農地への所有権移転でありますので、隣接農地耕作者、所有者の同意は必要ないとされています。

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号24から番号28については、許可することとして決定することにご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号24から番号28につきましては、許可することで決定いたします。

続きまして、番号29につきましては3番委員の渡邊委員が現地調査を担当してくださいましたので、ご報告をお願いいたします。

渡 邊 委 員
(3 番)

番号29につきまして、8月3日の午後1時30分過ぎに申請者の〇〇氏と事務局2名の計4名にて現地調査を実施してまいりましたのでご報告いたします。

申請地の〇〇番と〇〇番は西小学校前から平沢方面に向かい、民宿ひらさわの先の三叉路を道沿いに少し進んだ先に申請者の〇〇氏の自宅があり、そこを右折して進んだ先となります。具体的な位置は資料の公図の写しを参照していただければと思います。

現況につきましては、資料の写真にあるように〇〇番は現在水田として耕作されています。また、〇〇番につきましては現在は耕作は行われていないものの、すぐに耕作可能な状態となっております。

申請者の〇〇氏は梅を植えて畑として利用したいと話してお

り、問題はないと考えます。

続きまして〇〇番につきましては、申請者の自宅から更に数百メートル進んだ場所に赤い橋がありますが、その少し先の左手が申請地となります。現況につきましては資料の写真をご覧いただければと思いますが、数年前まで管理されており、若干石が落ちている様子が見受けられましたが、畑として利用することには問題がないものと思います。

最後に〇〇番ですが、申請地は先程の場所から更に数百メートル奥に進んだ左側で、県有林に挟まれた谷間にあります。現況としては資料の写真にあるように木がうっそうと繁茂しており、もう40年以上は耕作されていないということでありました。申請者の〇〇氏は雑木等を刈り払い、大きく育てている栗の栽培を行いたいとのことです。こちらにつきましても雑木等の整備に苦勞されることとは思われますが、問題はないと考えます。

報告は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

渡邊委員からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

矢代委員
(8番)

最後に説明のありました〇〇番は写真で見る限り農地として認められないと思いますが、他の方法で再考した方がいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

事務局
(寺井)

こちらの申請地につきましては、事務局も渡邊委員の現地調査に同行いたしました。現地調査前にも申請者〇〇氏立会の元事務局で事前調査を実施しております。その際にも申請者の〇〇氏は申請地に生えている栗を活用して栗畑として栽培したいと話していました。

矢代委員
(8番)

申請地に栗はどの程度生えているのですか。

事務局
(寺井)

ほぼ一面と言っていいほど群生しておりました。

矢代委員
(8番)

それでしたら、実のなるものということで畑として受認されると思いますが、雑木が生えている中に栗の木が数本しかないような状態の場合は指導を行った方がいいと思います。

小高委員
(7番)

この資料に添付されている写真は誰が撮影したのですか。

事務局
(寺井)

本案件の資料に添付させていただきました写真につきましては、申請者ご自身が撮影したものであります。

小高委員
(7番)

写真にいては、現地調査を行った方が撮影したものを資料として使用した方が説明し易いのではないかと思います。また、資料として添付する写真には撮影者を記載していただいた方がいいと思いますので、事務局にお願いします。

事務局
(寺井)

承知いたしました。

森委員
(4番)

今こういう荒れている休耕地というのは中々地元の人を買ってくれず、困っている人が多いので、こういう風に買ってくれる人がいて管理してくれるのなら、それはそれで良いことだと思います。

議長
(渡辺会長)
議場

他に何かご質問はありますか。

———— 「なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号29については、許可することとして決定することにご異議ございませんか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号29につきましては、許可することで決定いたします。

続きまして議事日程では議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」となりますが、3番委員の渡邊委員が所要のため15時で退席されますので、渡邊委員の現地調査報告の案件がある議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」についての番号2の審議を先に行いたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(寺井)

10頁をお開きください。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」

下記のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願があったので、その可否について意見を求める。

番号2。所在・地番：平沢〇〇番。登記地目：田。変更地目：山林。地積：3,477㎡。農地種別：2種。農用地区域：内この他7筆で合計6,885㎡。権利者：愛知県名古屋市〇〇番地〇〇〇〇氏。事

由：父親が所有している頃より当該農地を耕作しなくなり、約 30～40 年が経過し、山林化してしまっているため、非農地としたい。
番号 2 の説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

議案第 4 号番号 2 について事務局の説明が終わりました。
番号 2 につきましては、3 番委員の渡邊委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。

渡邊委員
(3 番)

番号 2 につきましてご説明いたします。
申請地〇〇番、〇〇番、〇〇番は先程議案第 1 号番号 29 でご説明しました筆の周辺となります。資料の写真でお分かりになるかと思いますが現況は山林化しており、農地として復元することは困難と判断いたします。

また、申請地〇〇番、〇〇番は申請者の〇〇氏の自宅から奥に入った場所となり、こちらも資料の写真にあるように荒廃している状態であり、農地への復元は困難であると判断いたします。

続きまして申請地〇〇番、〇〇番についてですが、先程の申請地を更に奥に進んだ場所となり、現況は資料の写真にあるように竹林となっており、今後もこのまま竹林としてタケノコ栽培を行うとのこと。

最後に申請地〇〇番ですが、申請者〇〇氏の自宅手前の三叉路付近となります。現況は現地に入っていけない位荒廃しておりましたので、資料用の写真も撮れておりません。このような状態であることから、農地としての復元は困難であると判断いたします。

番号 2 についての説明は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございました。
渡邊委員からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

井口委員
(6 番)

やはり現況は写真にあるように山林化しているなど荒廃している状態なのですか。

渡邊委員
(3 番)

はい。議案第 1 号番号 29 でもご説明しましたように県有林の谷間で日照条件も悪く山林化しているとか、沢の脇で土手というか斜面になってしまっているとか、竹林化している場所なので、農地として耕作することは困難だと判断します。

議長

他にご質問のある方はいますか。

(渡辺会長)
議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号 2 については、許可相当とすることで決定することにご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 2 につきましては許可相当とすることで決定いたします。

続きまして議案第 4 号番号 1 につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局
(寺 井)

番号 1。所在・地番：三又〇〇番。登記地目：田。変更地目：宅地。地積：179 m²。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇氏。事由：昭和 62 年頃から店舗用地として使用していたが、農地法の許可は取っていない中で 30 年以上が経過してしまったため、非農地としたい。

番号 1 の説明は以上です。

議 長
(渡辺会長)

番号 1 について事務局の説明が終わりました。

番号 1 につきましては、5 番委員の鈴木委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。

鈴 木 委 員
(5 番)

7 月 3 日の午前 9 時に事務局 2 名及び地権者立会いにより現地調査を行ってまいりましたので、ご報告します。

申請地は国道 297 号線を勝浦方面に進み、久我原交差点を超えた先にある関自動車の隣接地となります。現況につきましては資料の写真を見ていただけると分かりますと思いますが、今は廃業してしまっている電気屋さんの店舗があります。説明は以上です。ご審議の程お願いいたします。

議 長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

鈴木委員からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号 1 については、許可相当とすることで決定することにご異議ございませんか。

議 場

「異議なし」の声あり

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 2 につきましては許可相当とすることで決定いたします。

それでは続きまして議案を第 2 号に戻したいと思います。

議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局
(寺 井)

6 頁をお開きください。

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 4 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

本議案につきましても 2 件の案件が提出されておりますので、一括して説明を行った後にご審議をお願いしたいと思います。

番号 4。所在・地番：泉水〇〇番。地目：田。地積：464 m²他 1 筆で合計 526 m²。地目種別：いずれも 2 種。農用地区域：いずれも外。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：平成 16 年に親から農地を相続したが、長期間保全管理状態にあった土地の有効利用を図るため、今回太陽光発電施設の設置を計画したい。なお、農地法の許可を取得する前に申請地に盛土を行ってしまっていたため、申請書には始末書が添付されています。

番号 5。所在・地番：部田〇〇番。地目：田。地積：2446 m²。地目種別：2 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：令和元年の 9 月及び 10 月の台風の際に停電が長引き家庭生活に支障をきたしたことがあるため、自宅に隣接しており長年作付されず保全管理状態の申請地に家庭用の太陽光発電施設を建設し、家庭用電源及び非常時・災害時に備えた電源として活用を図りたい。

事務局からの説明は以上です。

議 長
(渡辺会長)

議案第 2 号番号 4 及び番号 5 について事務局の説明が終わりました。

番号 4 につきましては、7 番委員の小高委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。

小 高 委 員
(7 番)

8 月 3 日の午前 11 時 30 分に申請者または代理人の立会いはありませんでしたが、事務局 2 名と一緒に現地調査を実施しました

ので、ご報告いたします。

申請地は県道里見大多喜線沿いにあります泉水青年館の手前200mの位置にあり、道路を隔てて南側と北側にそれぞれあります。現況につきましては、南側の申請地については事務局の説明にもあったように農地法の許可を取る前に盛土をしてしまったということで、始末書が提出されています。この申請地は数年前に長生郡白子町の産廃業者の残土を申請地に土盛りをして整地されており、それ以降放置状態で資料の写真にあるように荒廃している状態となっています。また、残土に関しては土壌分析結果計量証明書が提出されており、カドミウムを含む29項目について調査がされておりますが、基準値を超えている数値は検知されていないか、全く検知されていないという結果が出ております。

次に北側の申請地についてですが、こちらでも資料の写真で分かるように20～30年耕作されていない耕作放棄地という状況でありました。

これらの申請を許可した場合の問題の有無ですが、申請者の方は申請地に太陽光発電を設置するということですが、周辺に耕作されている農地もなく、ほとんどが申請者の所有地であります。また、南側の申請地に隣接している土地も既に太陽光パネルが設置されており、問題はないと考えられます。報告は以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

小高委員からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議長

「なし」の声あり

議長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号4については、許可相当とすることで決定することにご異議ございませんでしょうか。

議長

「異議なし」の声あり

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号4につきましては許可相当とすることで決定いたします。

続きまして、番号5につきましては私が現地調査を実施してまいりましたので、ご報告させていただきます。

8月3日の午前10時に事務局2名と申請人立会いの元に現地調査を実施しましたのでご報告します。申請地は国道297号線の八声交差点を右折し、国道465号線を進み、蟹取橋を超えて約150m

先の右側の場所となります。現況につきましては、申請地の奥に平成 25 年に太陽光発電を申請人の父親が設置済みであり、現在稼働・売電中です。平坦な土地で約 30 数年前に役場建設課に資材置き場として貸し、返却時に現況のまま返還された状況であるとのこと、表面は砂利等が見える状況でした。

国道と赤道以外の隣接地は申請人の所有地であり、雨水も特に問題はないものと判断します。現地調査員の意見としては 4 条転用を許可相当と判断し、現地報告といたします。本案件の審議をお願いいたします。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議 場

—— 「なし」の声あり ——

議 長
(渡辺委員)

それでは質問がないようですので、番号 5 については、許可相当とすることで決定することにご異議ございませんでしょうか。

議 場

—— 「異議なし」の声あり ——

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 5 につきましては許可相当とすることで決定いたします。

続きまして議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局
(寺 井)

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。

8 頁をご覧ください。

番号 14。所在・地番：大戸〇〇番。地目：畑。地積：472 m²他 2 筆で合計 1,287.91 m²。農地種別は 3 種で、農用地区域は区域外となっています。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：居宅を建て替えするに当たり、現在のエネルギー事情を勘案し検討した結果、太陽光発電を設置することとした。日照状況や耕作放棄地の利用等も考慮し、住宅の屋根ではなく、申請地に太陽光発電設置したい。なお、農地法の許可を取得する前に申請地の整地を行ってしまっていたため、申請書には始末書が添付されています。転用を伴う使用貸借権設定。

続きまして 9 頁をご覧ください。

番号 15。所在・地番：三又〇〇番。地目：田。地積：471 m²。農地種別は 2 種で、農用地区域は区域外となっています。権利者：大

多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：自動車整備業を経営しており、既存店舗の車両置場（廃車、レンタカー、代車、業務用車）が不足しているため、申請地を取得し、駐車場を拡張したい。転用を伴う所有権移転。

番号 16。所在・地番：猿稻〇〇番。地目：田。地積：1,099 m²。農地種別は 3 種で、農用地区域は区域外となっています。権利者：大多喜町〇〇番地、有限会社〇〇〇〇。義務者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：町内で建設資材の販売や土木工事の請負業を営んでいるが、会社の近くに資材置場を確保したいことから、申請地を取得して活用を図りたい。転用を伴う所有権移転。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

議案第 3 号番号 14 から番号 16 につきまして事務局の説明が終わりました。

番号 14 につきましては私が現地調査を担当しましたので、ご報告いたします。

8 月 3 日の午前 9 時 30 分に申請人権利者の方と事務局 2 名立会いの元現地調査を実施してまいりました。

申請地は先程の議案第 4 条番号 5 の場所から国道 465 号を東総元方面に進んで途中旧総元小学校方面に左折し、その旧総元小学校からもう少し進んだ場所で、令和元年の台風 15 号で屋根が破損したことにより新築中の自宅の裏手にある土地となります。

現況は隣接の畑と高低差が 50cm～80cm 低く、既に整地されており、事務局からの説明でもありましたが、農地法の許可を取得する前に整地してしまっていたことから始末書の提出を求めました。

本計画につきましては、隣接農地所有者の方にも説明して同意を得ており、雨水等についても問題はないと考えられ、また、申請者本人も農地法許可前に整地を行ってしまったことについて始末書を提出し、反省していることから、調査農業委員の意見としては 5 条転用を許可相当と判断いたしました。

現地報告は以上です。本案についてのご審議をお願いいたします。

何かご質問がありましたら、お願いします。

小高委員
(7 番)

一般的な質問なのですが、本日も案件として再生エネルギーの関係で太陽光発電施設により休耕田を有効活用したいというものが出ており、これからも増えて行くものと思われれます。国もエネルギー電源構成比で再生可能エネルギーが現在の 18%の 2 倍の 36%を 2030 年に達成という目標を掲げています。平地が少ないという日本の環境で、これから更に設置しようという動きが日本国内、行

政の方からもある中で、我々農業委員会として基本的に推し進めて行こうという姿勢を取った方がいいのか基本的な方針、コンセンサスがあれば判断する上で何らかの判断材料になるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

議長
(渡辺会長)

確かに急速に太陽光パネルの設置は増加しています。太陽光パネルは業者によると 25 年位は持つのではないかとのことですが、その後どうなるのだろうという環境問題も絡めた危惧は私も個人的には非常に持っています。ただ、今の農業委員会の農地法の中ではそこまでは立ち入らなくていいのではないかと考えます。いわゆる農地法の中の許可基準に合致していれば申請を受けざるを得ないのではないかと、ただ、そこに我々大多喜町農業委員会でそういう規制をやったらいいいのではないかとという話があれば、国や県に確認して法律の中でうまく動ける部分があれば実施すれば良いかと考えます。

小高委員の話は非常に有意義の話でありますので、個々の委員が将来的にどうしたらいいのかをある程度考えて、この農業委員会の総会ではなく、別に設けた会議とかの場で発言してもらえれば非常にいいかなと私個人としては思います。

事務局もこの件に関して何か思うことはありますか。

事務局長
(秋山局長)

私もまだ新聞等で報道されている内容の情報しか持っておりませんが、国の方もこれから耕作放棄地については、太陽光等の設置について緩和方向に動きつつあるという情報は持っていますが、現状で町がそれを推進するかということは別の話でありまして、個々の申請要件を見ながらやって行くのがいいのではないかと思います。

これまでと同じように基本的に第一種農地についてはかなり困難でありますので、第二種農地については現状通りで行って行きたいと考えていますが、今後の国の動向を見ながら進めて行ければと考えます。

議長
(渡辺会長)

非常に難しい問題なので、個々に皆さんの考え方も違いとありますので、色々皆さんも考えてもらって、後日何とか一回位は話し合いの機会を持てればと思います。

それでは本題に戻りたいと思います。本件につきまして他に何かご質問はありますか。

議場

「なし」の声あり

議長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号 14 については許可相当とすることで決定することにご異議ございませんでしょうか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、議案第 3 号番号 14 につきましては、許可相当とすることで決定いたします。

続きまして、番号 15 につきましては 5 番委員の鈴木委員が現地調査を担当してくださいましたので、ご報告をお願いいたします。

鈴木委員
(5 番)

ご報告いたします。

申請地は先程議案第 4 号の番号 1 でご報告した場所の隣接地となり、現地調査も議案第 4 号の番号 1 と合わせる形で実施いたしました。

現況は資料の写真にありますように、草刈りがされており保全管理されている状態でした。隣接地に耕作している農地はなく、駐車場として使用するということから排水等の問題ありません。申請者の工場のすぐ隣の土地であり、地盤もしっかりしていることからこのまま使用する計画とのことですので、特に問題はないと思います。

報告は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

鈴木委員からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場

———— 「なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号 15 については許可相当とすることで決定することにご異議ございませんでしょうか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 15 につきましては、許可相当とすることで決定いたします。

続きまして、番号 16 につきましては 7 番委員の鈴小高委員が現地調査を担当してくださいましたので、ご報告をお願いいたします。

小高委員

議案第 3 号番号 16 につきましては、8 月 3 日午前 11 に申請者代理

(7 番) 人〇〇氏及び事務局 2 名の立会により現地調査を実施してまいりましたので、ご報告いたします。

申請地は大多喜駅の裏手 50m 位の場所となります。現況につきましては、私が子供の頃この申請地の脇を通って通学していましたが、その頃は田を耕作しており、道より低い土地となっておりましたが、20 年程前に盛土されており、周りにブロックが設置されております。土壌については採石が散見されますので、農地に復元することは可能ではないように思われます。また、隣接地につきましては、住宅 2 件及び町道、雑種地で囲まれており耕作している農地はありません。

許可した場合の問題の有無についてですが、申請者は山砂等残土約 30 m³～40 m³をこの場所に置いて資材置場として利用したいそうですが、周囲に住宅もあることから風等で山砂が飛散することがないように適切に対応するとのことでしたので、問題はないものと考えます。

報告は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長
(渡辺会長)

ありがとうございました。

小高委員からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議 長
(渡辺会長)

私からお伺いいたしますが、この申請地の周辺は道が狭いと思いますが、2 t 車位の車は入って来られるのですか。

小 高 委 員
(7 番)

申請者代理人の話ですと、2 t 車位の大きさならば入ってこられるだろうとのことでした。

議 長
(渡辺会長)

他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

それでは質問がないようですので、番号 16 については許可相当とすることで決定することにご異議ございませんでしょうか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 16 につきましては、許可相当とすることで決定いたします。

議件は以上でございます。

それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいた

します。

事 務 局
(寺 井)

12 頁をお開きください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」

下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。

番号 9。所在・地番：田丁〇〇番。地目：畑。地積：1,000 m²他 6 筆で合計 3,938 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 6 月 25 日。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 10。所在・地番：三又〇〇番。地目：田。地積：1,064 m²他 16 筆で合計 13,390 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 6 月 29 日。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 11。所在・地番：三又〇〇番。地目：田。地積：82 m²他 9 筆で合計 2,694 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 7 月 5 日。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 12。所在・地番：三又〇〇番。地目：畑。地積：932 m²他 19 筆で合計 13,112 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 7 月 19 日。権利者：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 2 号「農地の転用事実に関する照会について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号 7。所在・地番：下大多喜〇〇番。地目：畑。地積：460 m²他 1 筆で合計 635 m²。変更登記地目：宅地。登記原因・日付：昭和 45 年 12 月 15 日。調査・報告地目：令和 3 年 7 月 16 日現地調査。

本件につきましては、9 番の末吉委員及び事務局 2 名により現地調査を実施いたしました。

照会地 2 筆の現況は、榎などの庭木が植えられており、長年手入れがされていない状態であったが、隣接地番の住宅と一体的に利用されていた様子であった。隣地の住宅が建築された昭和 45 年から既に 50 年以上が経過し、農地として復元することは困難であると判断し、非農地として回答した。

土地所有者の住所・氏名：千葉市中央区〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 3 号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地の使用貸借権の中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号 2。所在・地番：下大多喜〇〇番。地目：田。地積：794 m²他 1 筆で合計 2,368 m²。貸付人：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。

借受人：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：中間管理機構を利用して貸借するため。

報告第4号「認定電気通信事業者による事業計画について
下記のとおり、事業計画書の提出があったので奉公する。

番号1。用途区分：楽天モバイル携帯電話用無線通信局建設工事。
所在・地番：栗又〇〇番。地目：田。地積：1,209 m²のうち 1.44 m²。届出人：東京都世田谷区〇〇番地、楽天モバイル株式会社 基地設置統括部〇〇〇〇氏。土地所有者の住所・氏名：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第5号「農地法第3条の規定による許可申請の取消について」

下記のとおり、農地法第3条の規定による許可申請の取消願の提出があったので報告する。

番号1。譲受人：大多喜町〇〇番地、株式会社〇〇〇〇。譲渡人：大多喜町〇〇番地〇〇〇〇氏。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²。取下げ事由：他の農地と一体でバラ園の事業計画を考え直し、農地法第5条申請を行うこととしたため。

報告事項は以上で終了となります。

議 長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして議事日程6「その他」に入ります。
事務局から何かございますか。

事 務 局
(伊 嶋)
議 長
(渡辺会長)

特にございません。

なしとのことですので、以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事 務 局 長
(秋山局長)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉 会 (午後4時10分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年8月6日

議 長 渡 辺 忠 洋

署名委員 森 紀久嗣

署名委員 佐川 順一郎